## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年11月 6日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年11月 6日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 該当なし その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		補機冷却海水系配管点検において、配管内面ライニング(被覆)に孔食(SW-4、17ラインに44箇所)が認められたため、当該ライニングを補修。	GⅢ	
2		純水補給水系純水移送ポンプ(A)電動機振動測定業務において、電動機の負荷側軸受及び反負荷側軸受の振動値が管理基準値(注意域)を超えていることが認められたため、当該軸受を点検・修理。	対象外	